

厚生労働省提出資料

令和 6 年 1 月 22 日

第 6 回 こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議

ひと、暮らし、みらいのために

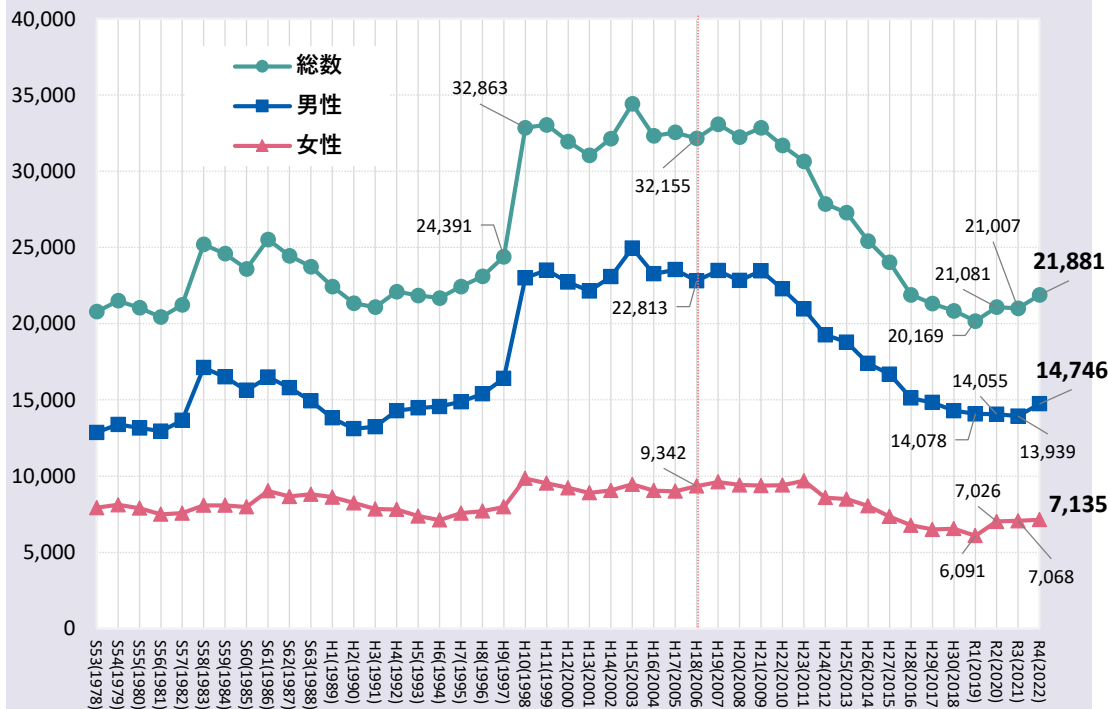


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

自殺者数の推移

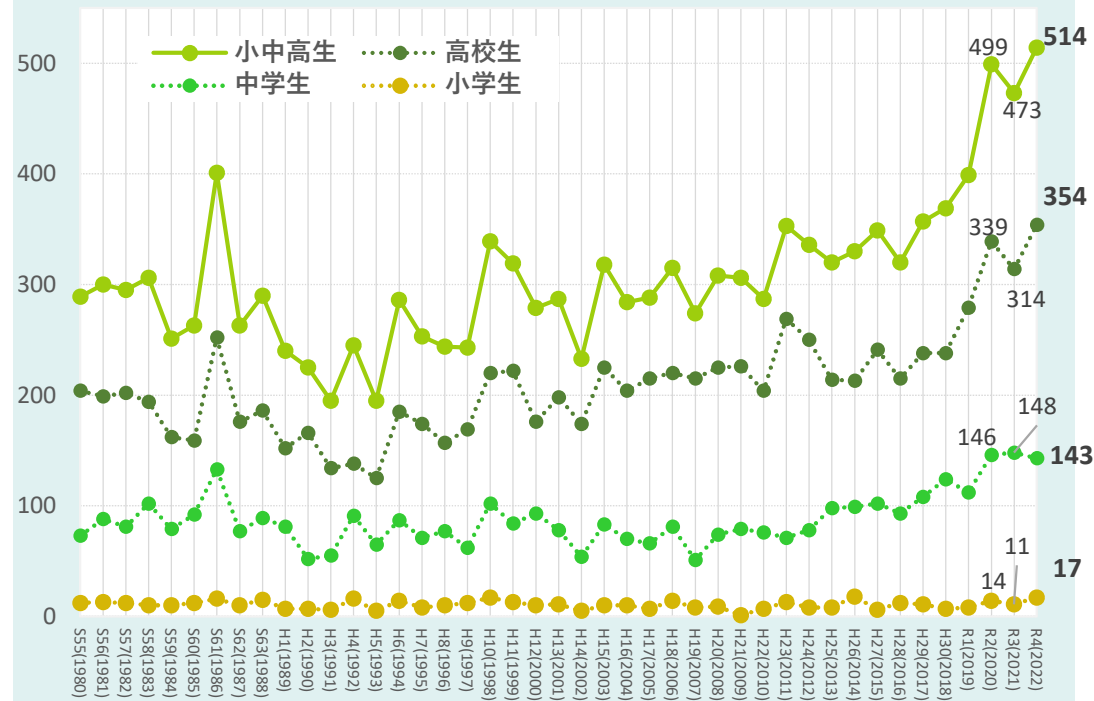
自殺者総数・男女別の推移

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると、自殺者総数は37%減、男性は38%減、女性は35%減となった。
(H18 32,155人 → R1 20,169人)
- 令和4年には、自殺者総数が前年を上回り、21,881人となった。また、男性の自殺者数が13年ぶりに増加し、女性の自殺者数が3年連続で増加した。



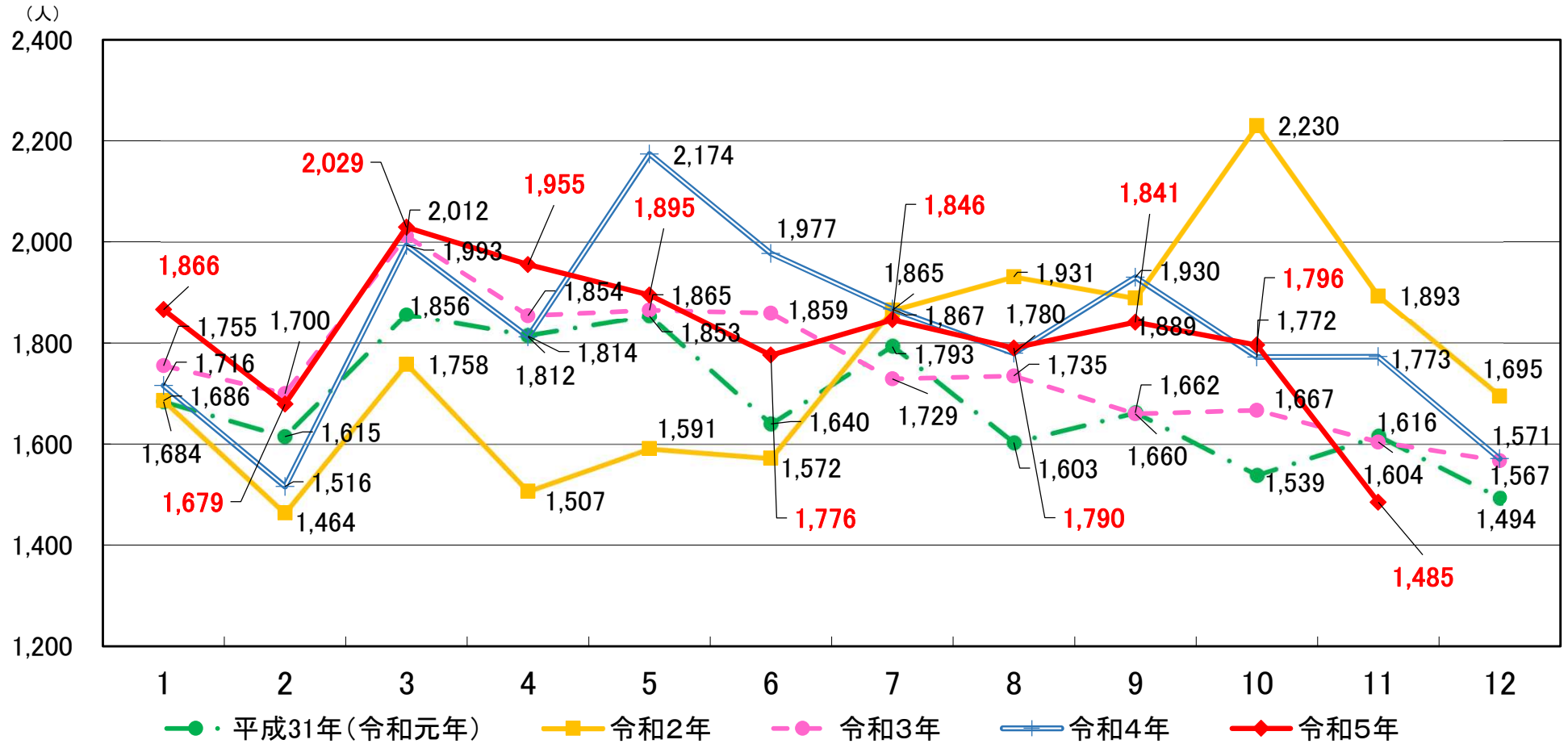
小・中・高生の自殺者数の推移

- 小中高生の自殺者数は、増加傾向となっている。
- 令和4年には、過去最多の514人となった。



自殺者数の最近の動向（月別総数）

令和5年12月15日現在

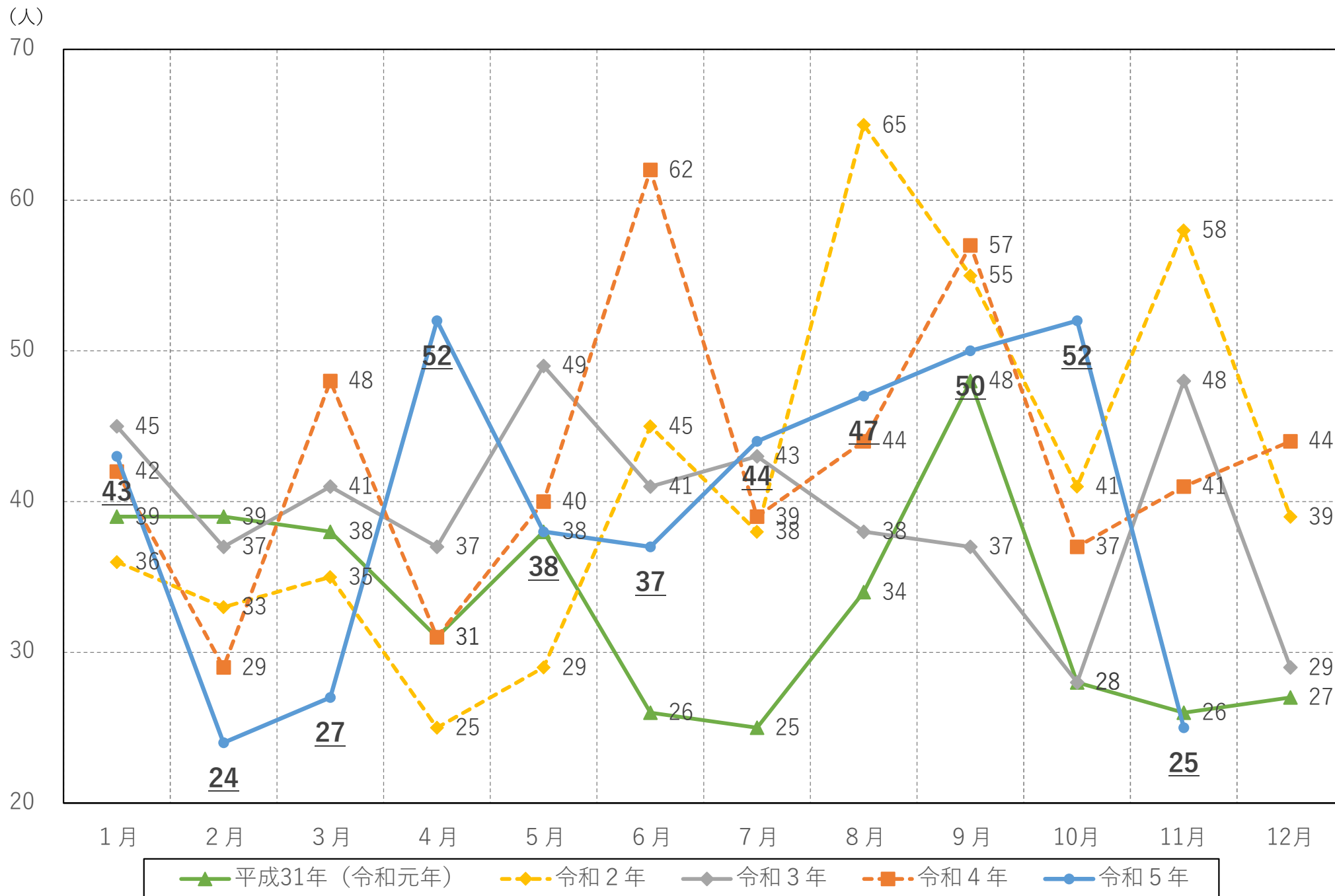


		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和5年	合計	1,866	1,679	2,029	1,955	1,895	1,776	1,846	1,790	1,841	1,796	1,485		19,958
	男性	1,237	1,176	1,445	1,367	1,308	1,190	1,240	1,200	1,259	1,218	985		13,625
	女性	629	503	584	588	587	586	606	590	582	578	500		6,333
令和4年	合計	1,716	1,516	1,993	1,812	2,174	1,977	1,867	1,780	1,930	1,772	1,773	1,571	21,881
	男性	1,146	1,028	1,355	1,231	1,447	1,315	1,260	1,215	1,283	1,230	1,185	1,051	14,746
	女性	570	488	638	581	727	662	607	565	647	542	588	520	7,135
対前年増減数(月別) (5-4)	総数	150	163	36	143	-279	-201	-21	10	-89	24	-288		-
	男性	91	148	90	136	-139	-125	-20	-15	-24	-12	-200		-
	女性	59	15	-54	7	-140	-76	-1	25	-65	36	-88		-
対前年増減率(月別) (5/4)	総数	8.7%	10.8%	1.8%	7.9%	-12.8%	-10.2%	-1.1%	0.6%	-4.6%	1.4%	-16.2%		-
	男性	7.9%	14.4%	6.6%	11.0%	-9.6%	-9.5%	-1.6%	-1.2%	-1.9%	-1.0%	-16.9%		-
	女性	10.4%	3.1%	-8.5%	1.2%	-19.3%	-11.5%	-0.2%	4.4%	-10.0%	6.6%	-15.0%		-

※令和4年は確定値、令和5年は暫定値

小中高生の自殺者数の最近の動向（①月別総数）

令和5年12月15日現在



※令和4年は確定値、令和5年は暫定値

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

小中高生の自殺者数の最近の動向（①月別総数）

令和5年12月15日現在

(人)

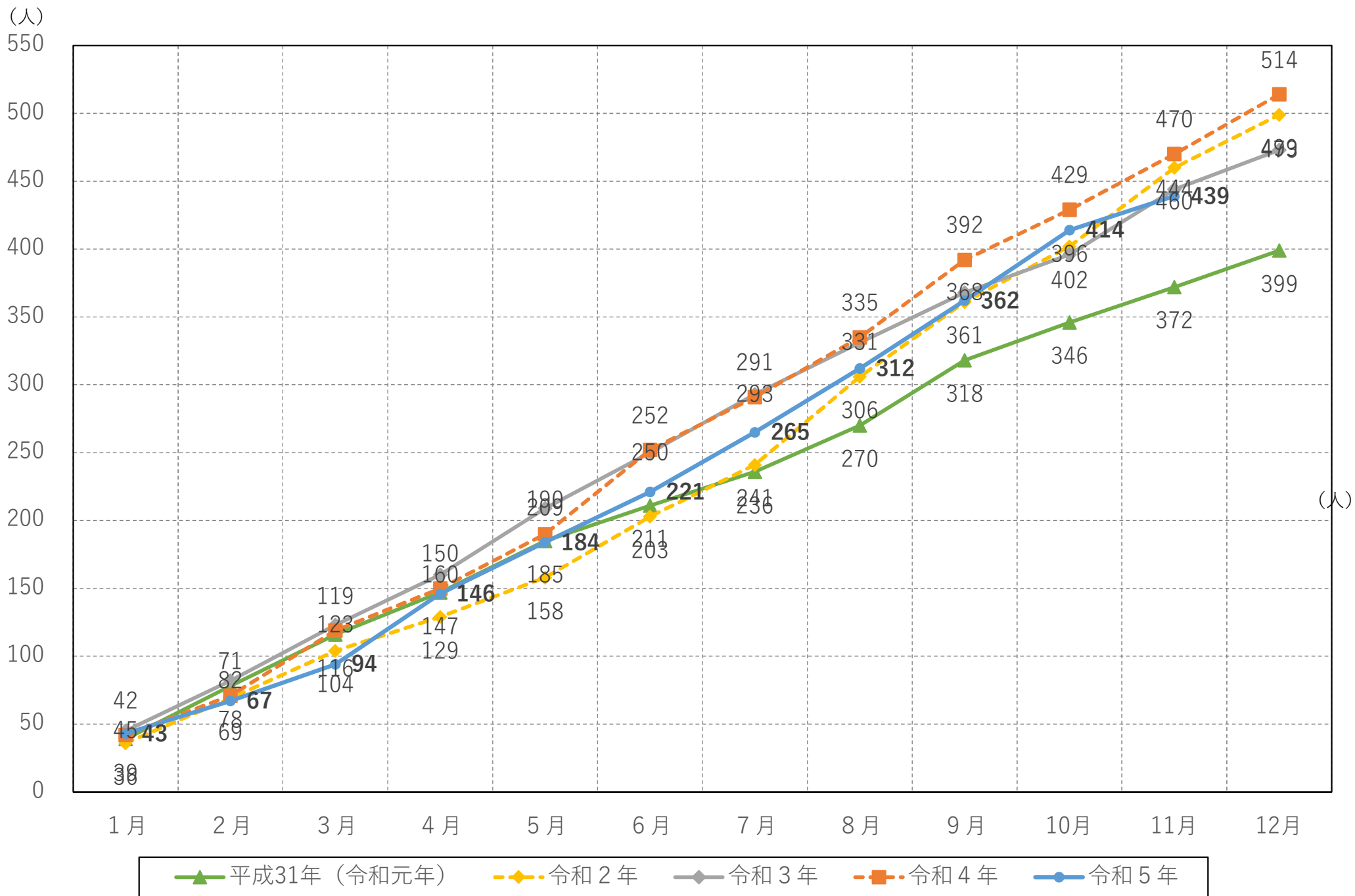
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	1月～11月累計
令和5年	小中高生計	43	24	27	52	38	37	44	47	50	52	25		439	439
	うち小学生	3	1	0	2	1	0	1	0	0	3	0		11	11
	うち中学生	14	9	11	12	9	14	12	18	9	18	6		132	132
	うち高校生	26	14	16	38	28	23	31	29	41	31	19		296	296
令和4年	小中高生計	42	29	48	31	40	62	39	44	57	37	41	44	514	470
	うち小学生	1	1	1	1	1	3	0	3	2	0	2	2	17	15
	うち中学生	15	8	12	9	9	14	8	10	18	13	14	13	143	130
	うち高校生	26	20	35	21	30	45	31	31	37	24	25	29	354	325
対前年増減数(月別) 〈5-4〉	小中高生計	1	-5	-21	21	-2	-25	5	3	-7	15	-16		-75	-31
	うち小学生	2	0	-1	1	0	-3	1	-3	-2	3	-2		-6	-4
	うち中学生	-1	1	-1	3	0	0	4	8	-9	5	-8		-11	2
	うち高校生	0	-6	-19	17	-2	-22	0	-2	4	7	-6		-58	-29
対前年増減率(月別) 〈5/4〉	小中高生計	2.4%	-17.2%	-43.8%	67.7%	-5.0%	-40.3%	12.8%	6.8%	-12.3%	40.5%	-39.0%		-14.6%	-6.6%
	うち小学生	200.0%	0.0%	-100.0%	100.0%	0.0%	-100.0%	-	-100.0%	-100.0%	-	-100.0%		-35.3%	-26.7%
	うち中学生	-6.7%	12.5%	-8.3%	33.3%	0.0%	0.0%	50.0%	80.0%	-50.0%	38.5%	-57.1%		-7.7%	1.5%
	うち高校生	0.0%	-30.0%	-54.3%	81.0%	-6.7%	-48.9%	0.0%	-6.5%	10.8%	29.2%	-24.0%		-16.4%	-8.9%

※令和4年は確定値、令和5年は暫定値

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

小中高生の自殺者数の最近の動向（②月別累計）

令和5年12月15日現在



※令和4年は確定値、令和5年は暫定値

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

小中高生の自殺者数の最近の動向（②月別累計）

令和5年12月15日現在

(人)

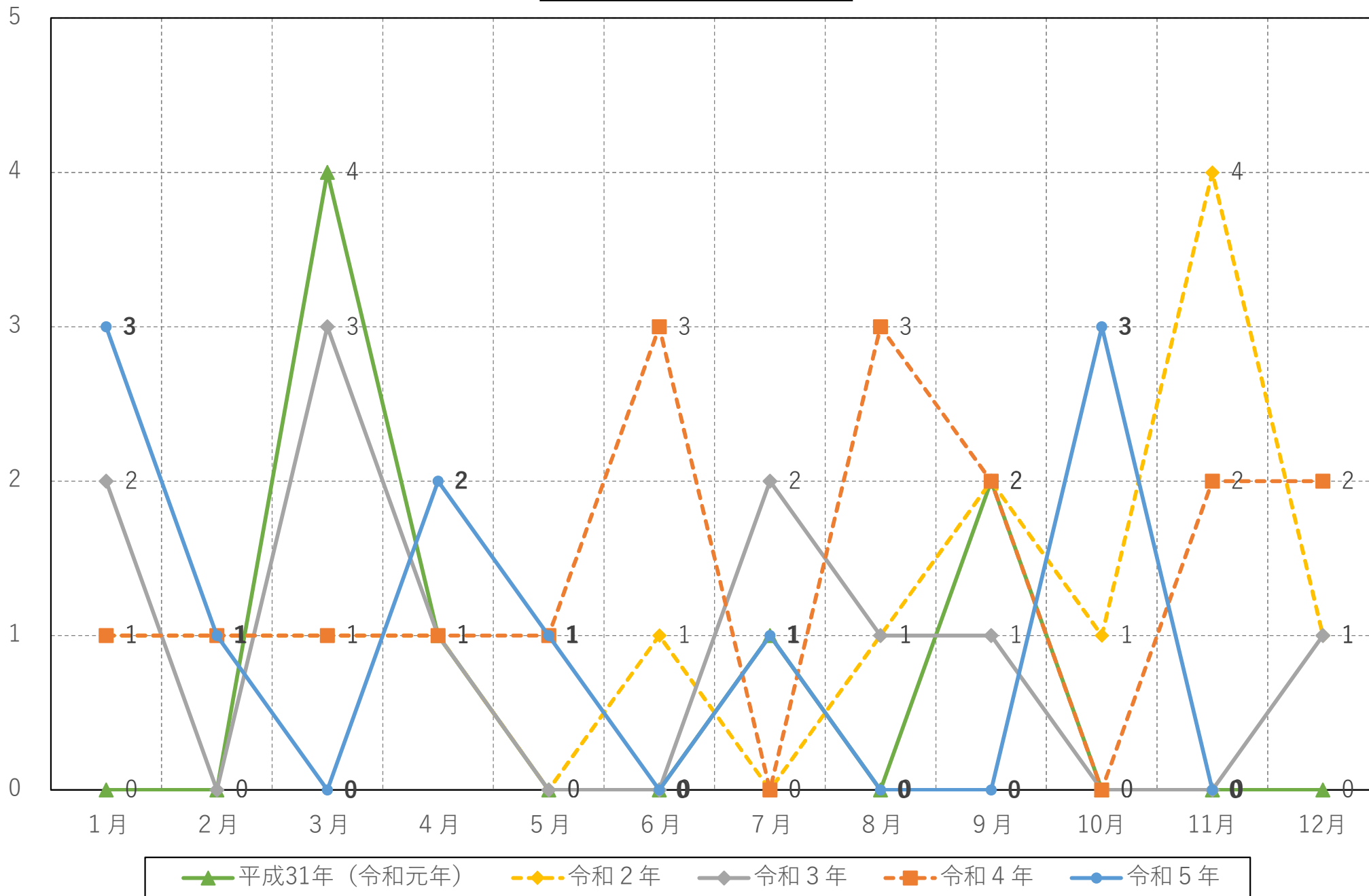
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	1月~11月累計
令和5年	小中高生計	43	67	94	146	184	221	265	312	362	414	439		439	439
	うち小学生	3	4	4	6	7	7	8	8	8	11	11		11	11
	うち中学生	14	23	34	46	55	69	81	99	108	126	132		132	132
	うち高校生	26	40	56	94	122	145	176	205	246	277	296		296	296
令和4年	小中高生計	42	71	119	150	190	252	291	335	392	429	470	514	514	470
	うち小学生	1	2	3	4	5	8	8	11	13	13	15	17	17	15
	うち中学生	15	23	35	44	53	67	75	85	103	116	130	143	143	130
	うち高校生	26	46	81	102	132	177	208	239	276	300	325	354	354	325
対前年増減数(月別) 〈5-4〉	小中高生計	1	-4	-25	-4	-6	-31	-26	-23	-30	-15	-31		-75	-31
	うち小学生	2	2	1	2	2	-1	0	-3	-5	-2	-4		-6	-4
	うち中学生	-1	0	-1	2	2	2	6	14	5	10	2		-11	2
	うち高校生	0	-6	-25	-8	-10	-32	-32	-34	-30	-23	-29		-58	-29
対前年増減率(月別) 〈5/4〉	小中高生計	2.4%	-5.6%	-21.0%	-2.7%	-3.2%	-12.3%	-8.9%	-6.9%	-7.7%	-3.5%	-6.6%		-14.6%	-6.6%
	うち小学生	200.0%	100.0%	33.3%	50.0%	40.0%	-12.5%	0.0%	-27.3%	-38.5%	-15.4%	-26.7%		-35.3%	-26.7%
	うち中学生	-6.7%	0.0%	-2.9%	4.5%	3.8%	3.0%	8.0%	16.5%	4.9%	8.6%	1.5%		-7.7%	1.5%
	うち高校生	0.0%	-13.0%	-30.9%	-7.8%	-7.6%	-18.1%	-15.4%	-14.2%	-10.9%	-7.7%	-8.9%		-16.4%	-8.9%

※令和4年は確定値、令和5年は暫定値

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

(1) 小学生 (月別)

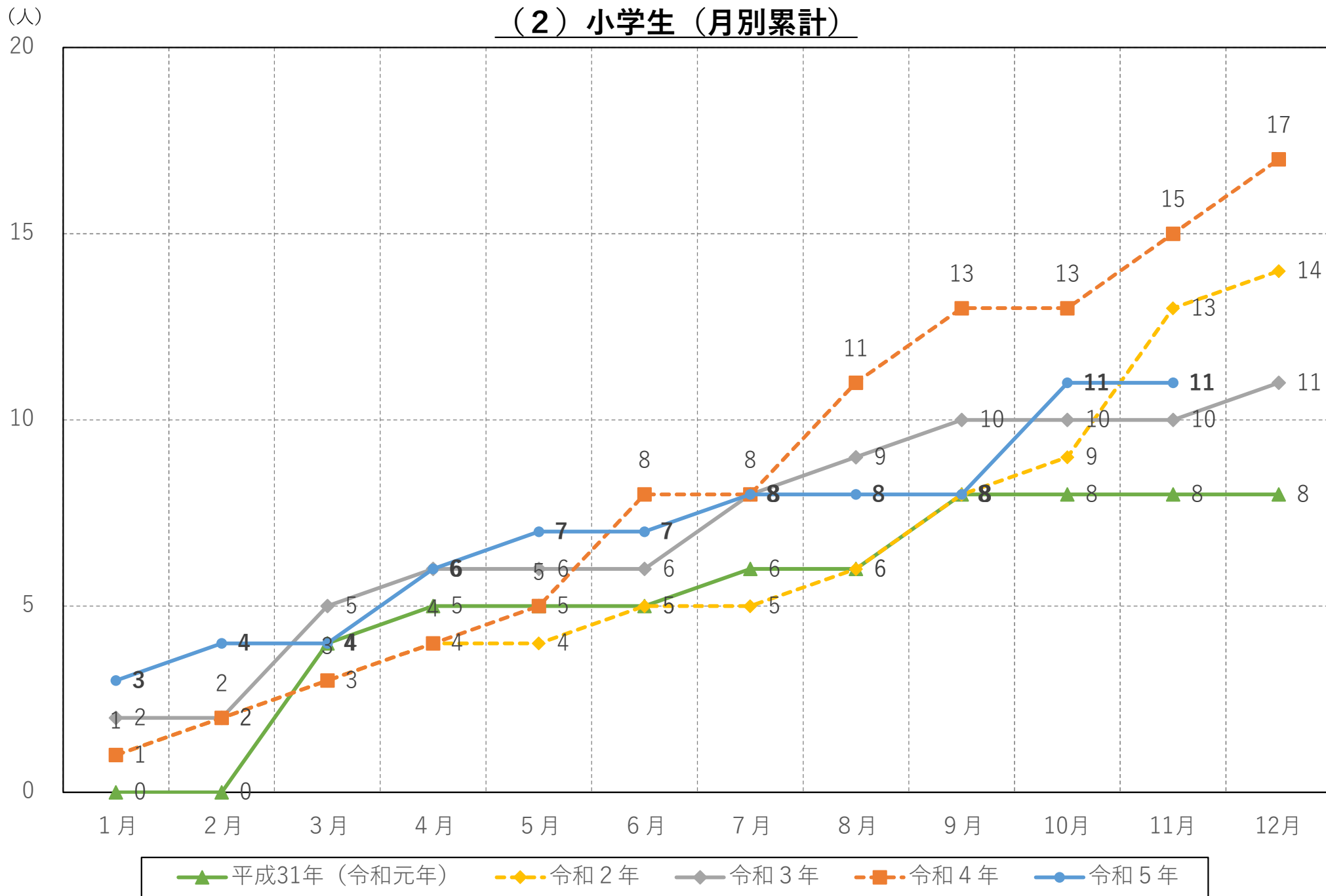
(人)



※令和4年は確定値、令和5年は暫定値

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

(2) 小学生 (月別累計)

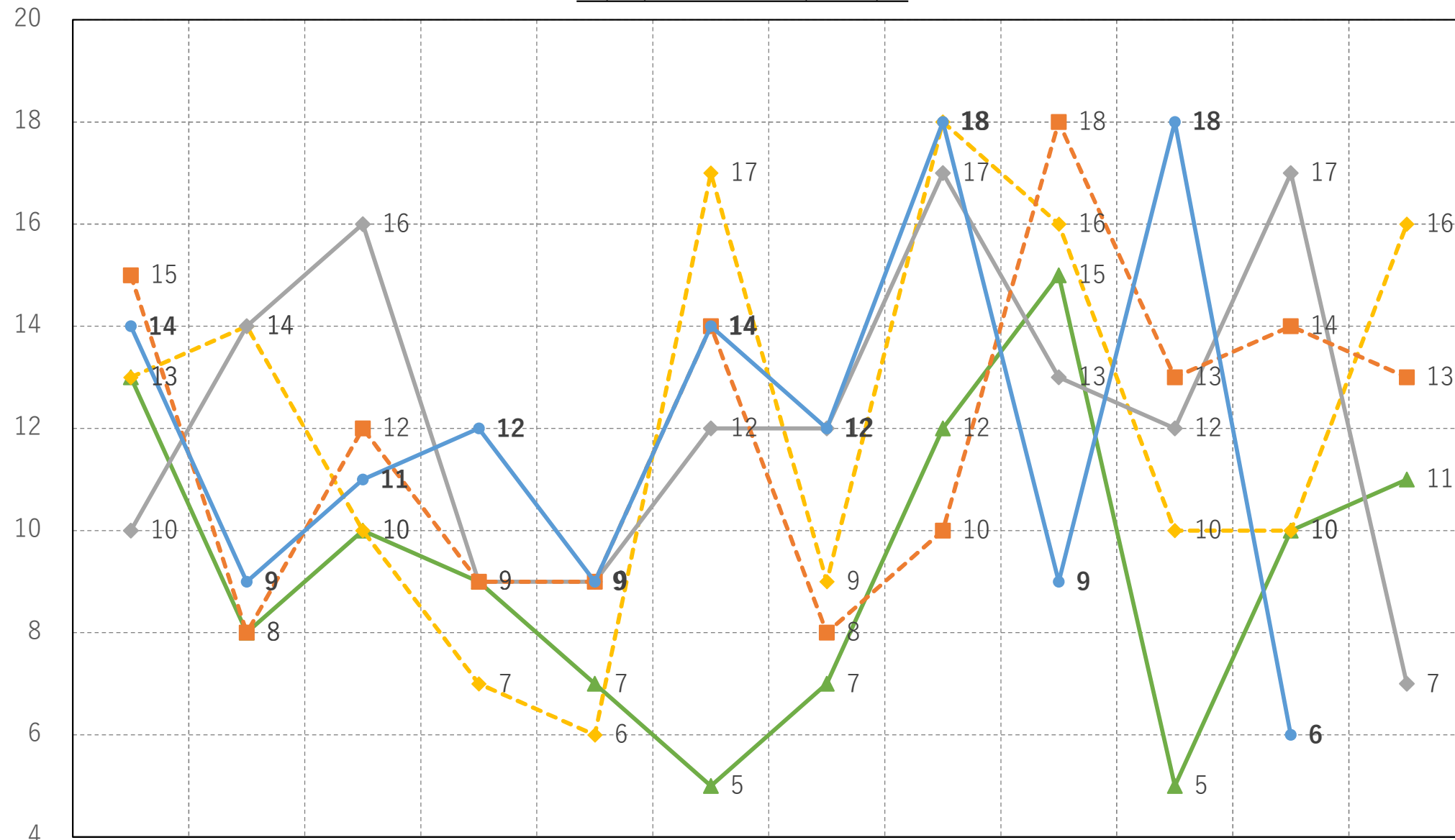


※令和4年は確定値、令和5年は暫定値

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

(1) 中学生 (月別)

(人)

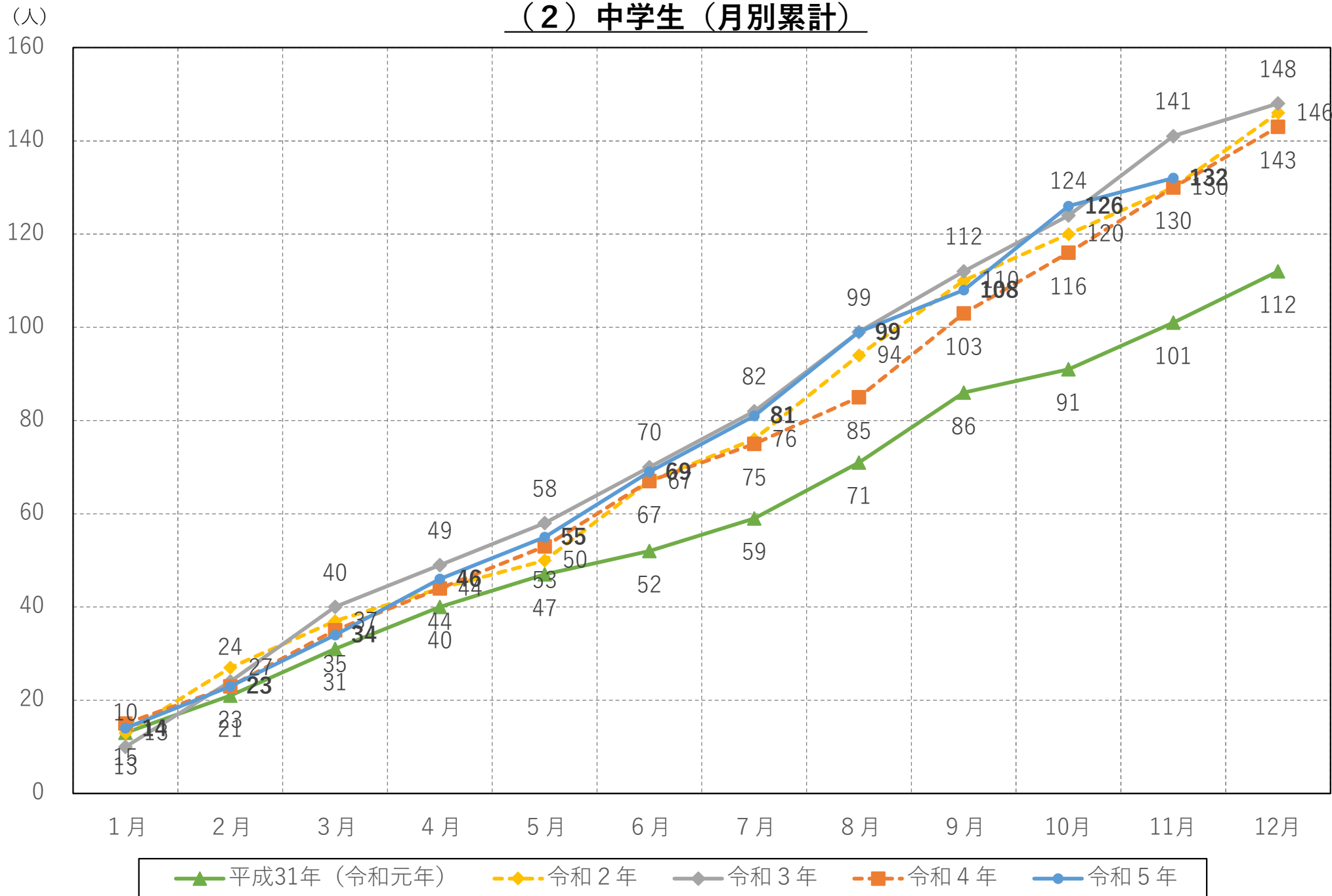


▲ 平成31年 (令和元年)
 ◆ 令和2年
 ◆ 令和3年
 ■ 令和4年
 ● 令和5年

※令和4年は確定値、令和5年は暫定値

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

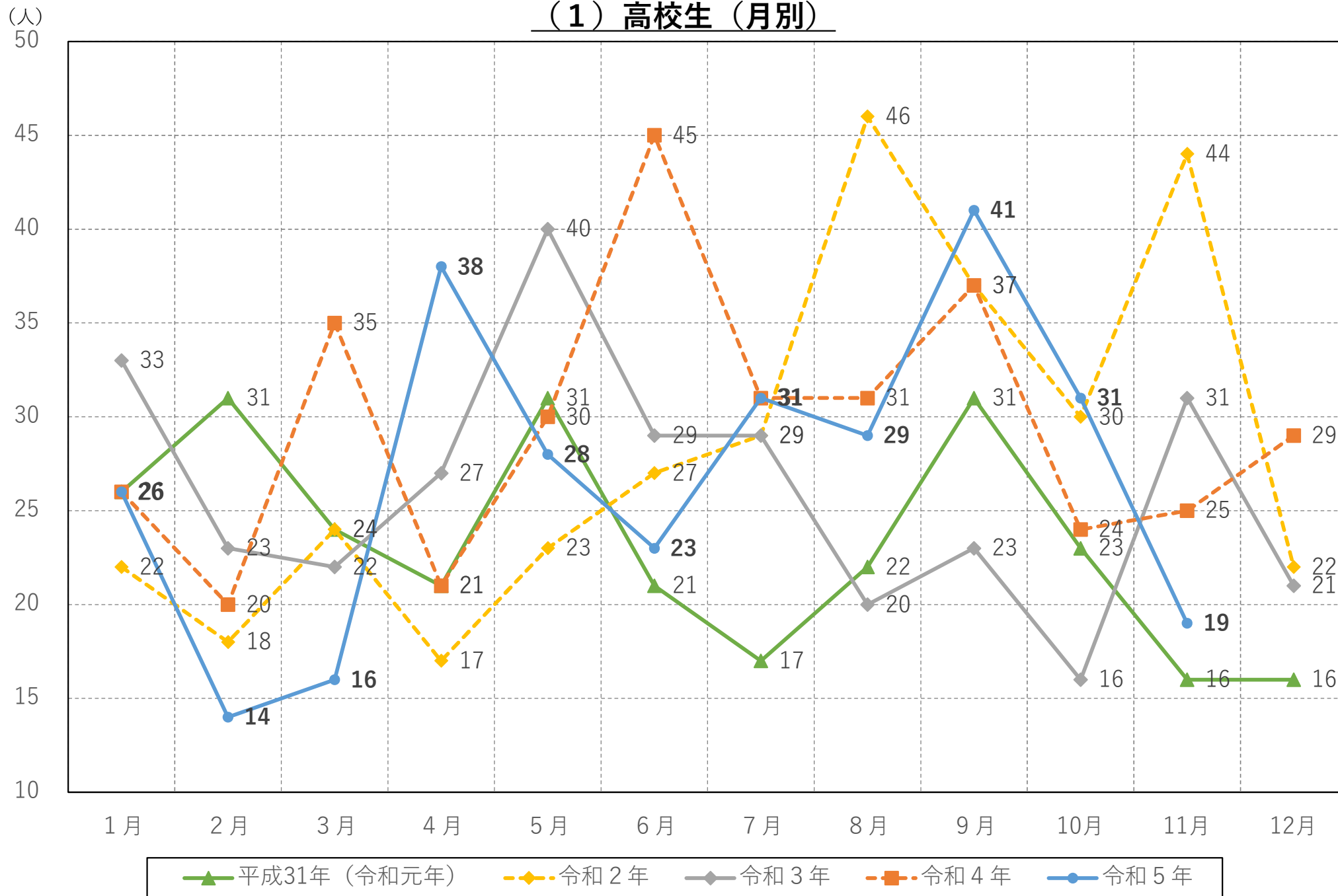
(2) 中学生 (月別累計)



※令和4年は確定値、令和5年は暫定値

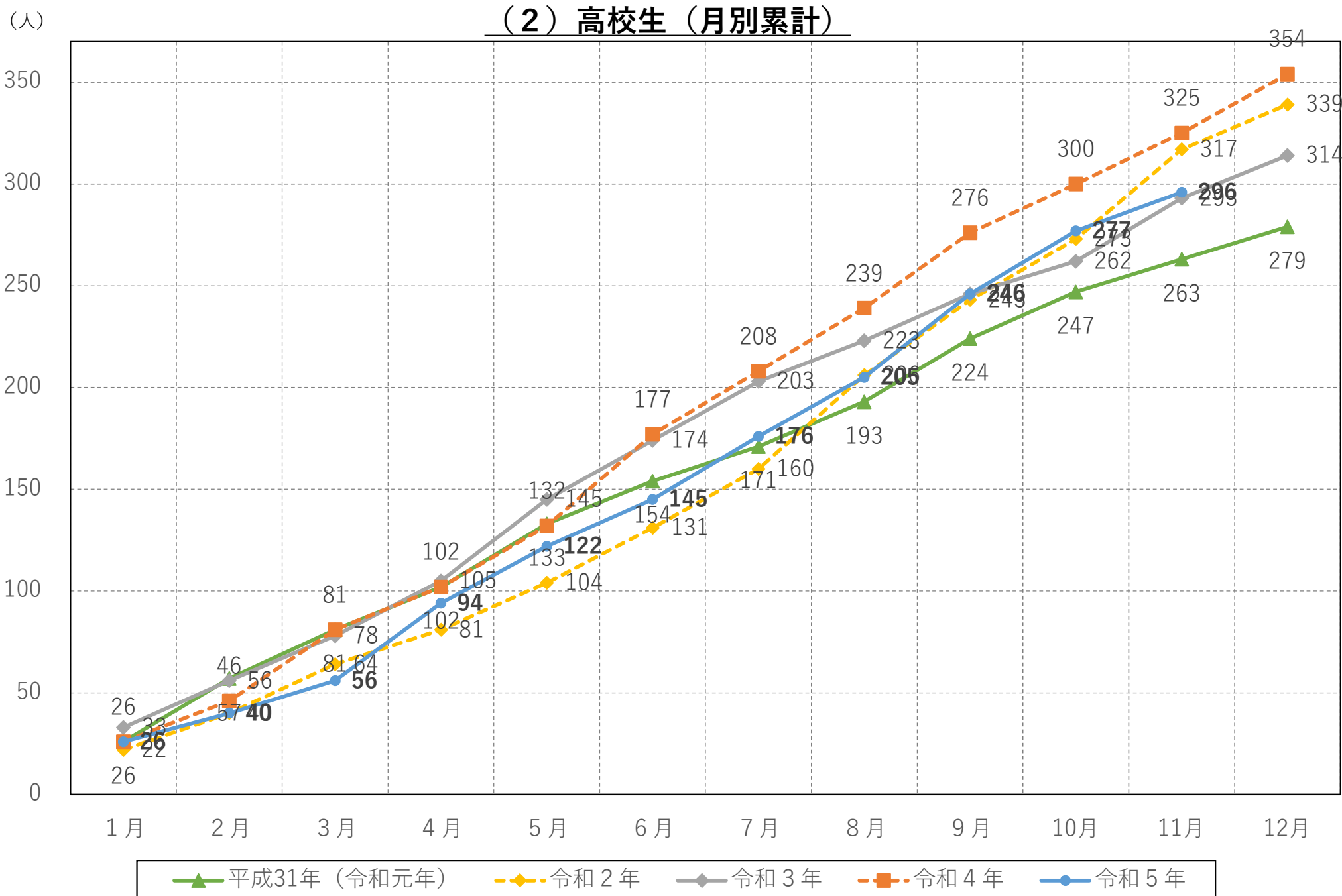
資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

（1）高校生（月別）



※令和4年は確定値、令和5年は暫定値

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

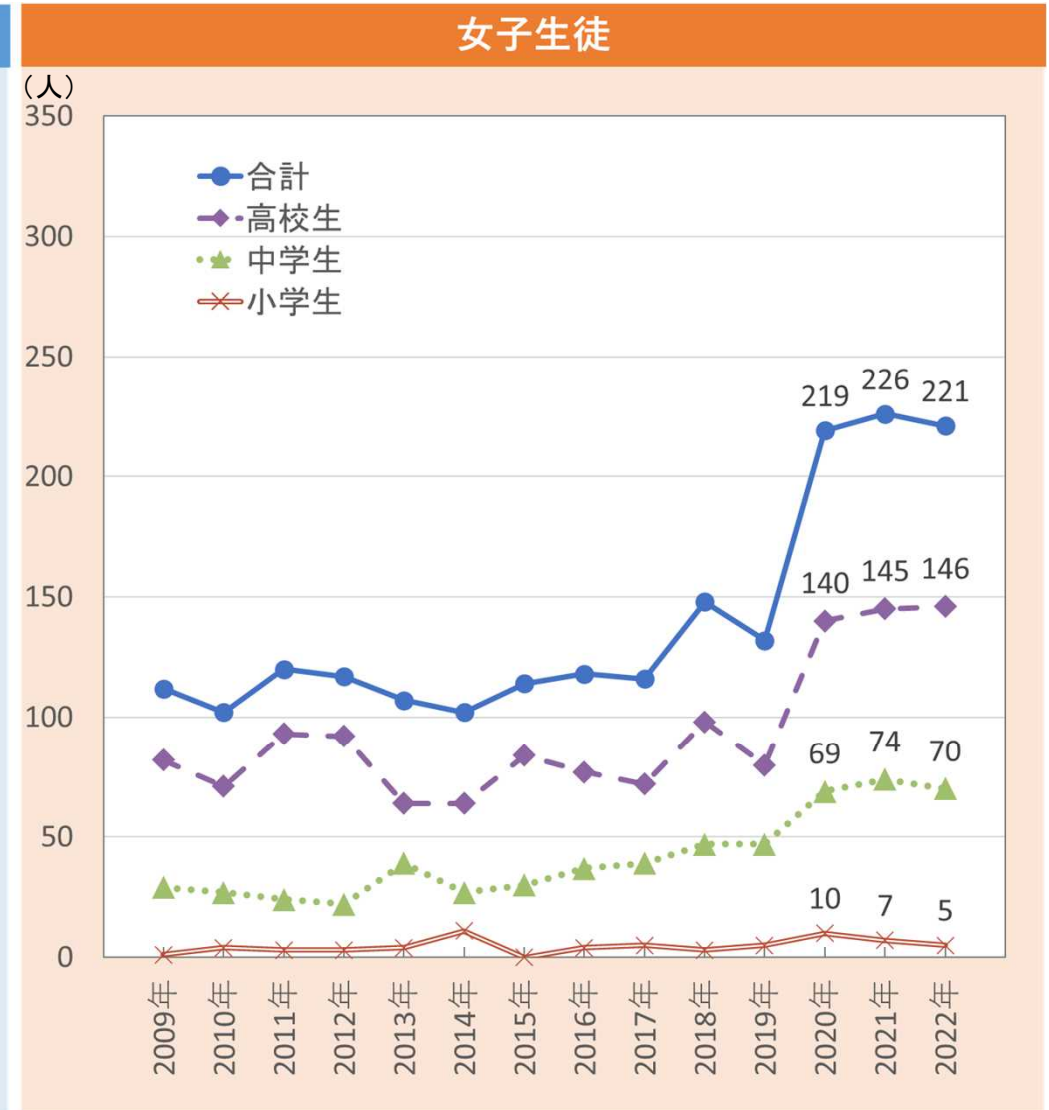
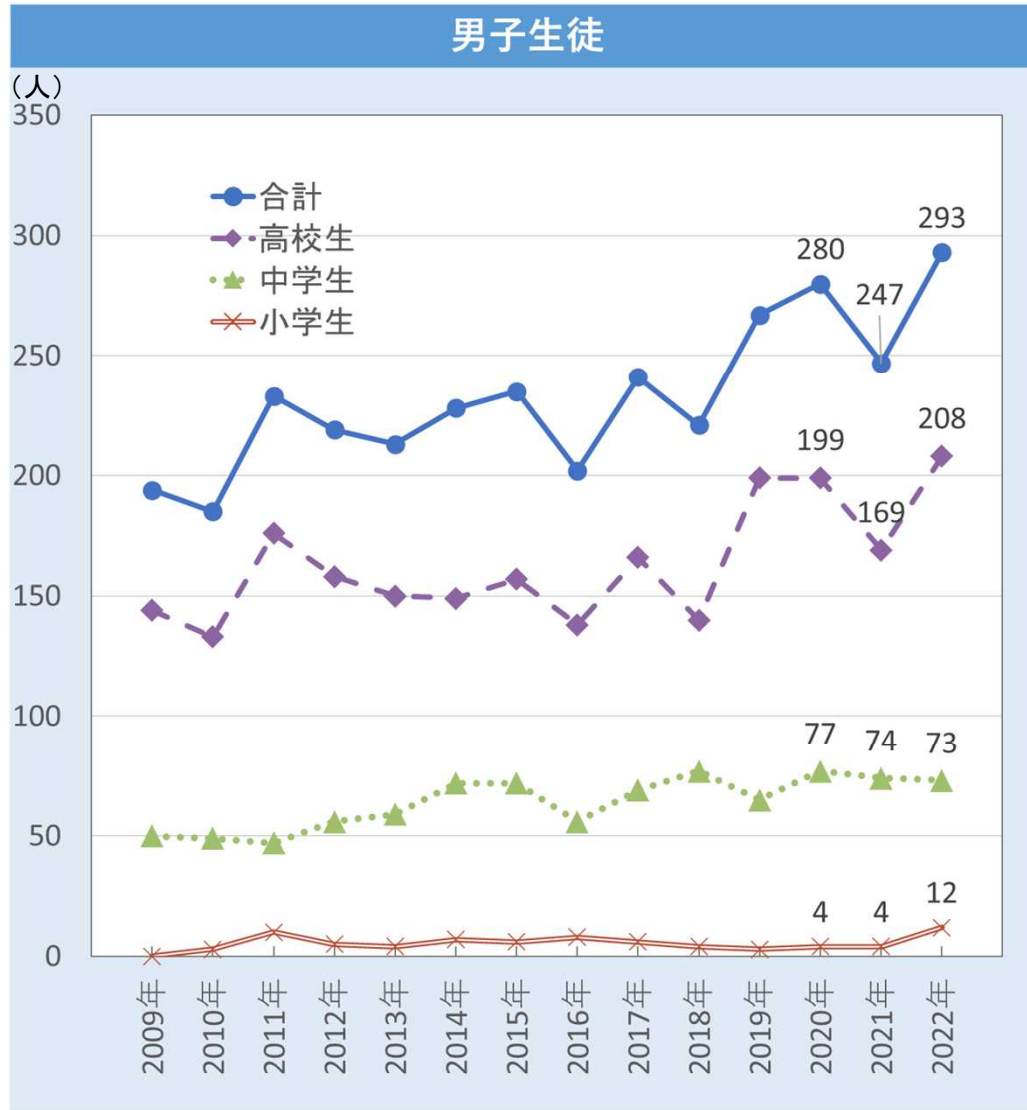


※令和4年は確定値、令和5年は暫定値

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

【令和4年】小中高生の自殺者数年次推移（男女別）

令和5年3月14日現在



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

自殺総合対策の推進

＜自殺総合対策大綱に掲げた数値目標＞
自殺死亡率を令和8年までに
平成27年比で30%以上減少

※自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺による死亡率をいうもの。平成27年の自殺死亡率は18.5であり、それを30%以上減少させると13.0以下となる。

令和6年度当初予算案 38.9億円(令和5年度当初予算37.0億円)

【内訳】

地域自殺対策強化交付金	30.5億円	(29.8億円)
地域自殺対策推進センター運営事業費	1.2億円	(1.1億円)
調査研究等業務交付金	6.0億円	(4.9億円)
ゲートキーパー基盤整備事業費	0.3億円	(0.3億円)
その他(本省費)	0.9億円	(0.9億円)

※令和5年度補正予算額

地域自殺対策強化交付金 20.7億円

1. 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進 (令和6年度当初予算案：30.5億円)

- 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)に基づき、地域の実情に応じた相談対応、普及啓発、自殺未遂者や自死遺族への支援等に対する実践的な自殺対策の取組を支援
- 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎや継続的支援を行うモデル事業の実施

自治体・NPO等による自殺対策の取組支援、 子ども・若者の自殺危機対応チームの立ち上げ支援 (令和5年度補正予算額：20.7億円)

- 都道府県・指定都市が行う電話・SNSを活用した相談体制の強化及び地域の支援機関へのつなぎ支援の実施。また、相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、その他相談支援の環境整備等への支援の実施
- 社会的孤立等を抱える者に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援
- 都道府県・指定都市が、精神科医、弁護士、心理士等の多職種の専門家で構成されるチームを設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験がある子ども・若者等、市町村段階では、対応が困難な事案に対し、助言等を行う事業の実施を支援

2. 都道府県自殺対策プラットフォームの構築 (令和6年度当初予算案：1.2億円)

- 都道府県が市町村等に対して支援を行う際などに、各都道府県における自殺対策の関係機関が、それぞれの組織単独で対応したのでは十分な効果を生まない場合があるため、関係機関等が情報の共有や実務的な連携を行うための枠組みである「地域自殺対策プラットフォーム」の構築を支援

3. 指定調査研究等法人の機能確保等 (令和6年度当初予算案：7.2億円)

- 我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人において、「子どもの自殺対策緊急強化プラン」や、自殺総合対策大綱を踏まえた取組等を推進するため、子どもの自殺対策の強化の観点から、「子ども・若者の自殺危機対応チーム」事業に取り組む地方自治体への支援を行うとともに、指定調査研究等法人における体制の拡充として、自殺念慮を抱えている方に強い影響を与える懸念のある著名人の自殺報道等への対応を強化
- 自殺予防週間及び自殺対策強化月間等に、全国的な普及啓発活動を実施
- ゲートキーパー普及に向けた基盤の構築(研修教材作成、講師養成等)

地域自殺対策強化交付金

令和6年度当初予算案 30.5億円

事業概要・目的

【事業の目的】

- 我が国の自殺者数は、21,881人（令和4年）となっており、依然として高い水準で推移している深刻な状況にある。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の特性に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指す。

【事業の概要】

- 交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

事業イメージ・具体例

地域の実情に応じて、様々な世代やリスク要因に対応した自殺対策を実施する。

<①地域自殺対策強化事業（地方自治体向け）補助率1/2,2/3,10/10>

- 対面、電話、SNS相談の実施
 - ・自殺予防関連の相談会の開催
 - ・電話やSNS等を活用した相談窓口の設置
- 人材養成の支援
 - ・各種相談員の養成
 - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
 - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
 - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の実施

等

<②自殺防止対策事業（民間団体向け）補助率10/10>

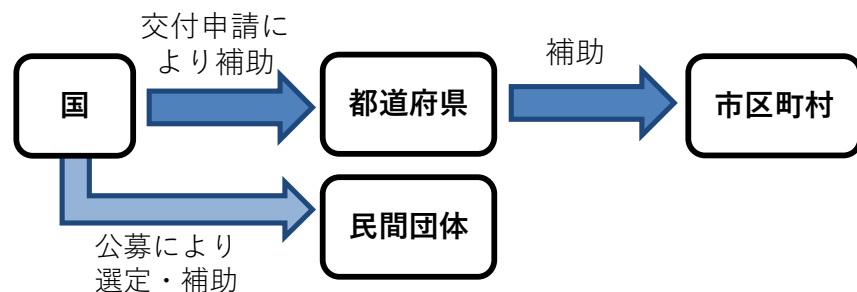
全国的な自殺防止対策に取り組む民間団体が行う

- ・電話・SNS等による相談活動
- ・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
- ・ゲートキーパーになった者に対する支援

等

の取組を支援。

資金の流れ



期待される効果

地域自殺対策計画に基づく地域の状況に応じた自殺対策への取組を支援し、自殺念慮者等に対し、その背景にある様々な要因に応じた「生きる支援」を行うことで、安心・安全な社会の実現に寄与し、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現が期待される。

こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進

令和6年度当初予算案 37億円の内数 (35億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額
※ 令和5年度補正予算額 20.7億円の内数

(37億円の内訳)
地域自殺対策強化交付金 31億円
調査研究等業務交付金 6億円

1 事業の目的

- 令和4年(2022年)の小中高生の自殺者数は、過去最多の514人となっており、自殺予防などへの取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や、自傷行為等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要。
- こどもの自殺対策緊急強化プラン(令和5年6月2日決定)や、自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)においても、こどもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組みの構築について盛り込まれている。
- こうした状況を踏まえ、こどもの自殺対策の強化の観点から、こどもや若者の自殺危機対応チームの設置によるこどもや若者の困難事案への的確な対応に向け、引き続き、取組を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

多職種 of 専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業を実施する。

こども・若者の自殺危機対応チーム(事務局:地域自殺対策推進センター等)

○支援対象者:次の若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者

- ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない、④家族を自殺で亡くしている 等

○構成:精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする

○内容:地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。

- ①チーム会議の開催:支援方針・助言等の検討
- ②支援の実施 :支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
- ③支援の終了 :地域の関係機関への引継

○都道府県・指定都市への取組支援:

厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、長野県等の取組に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



3 実施主体等

実施主体:都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」

補助率 :10/10

令和6年度当初予算案 6.0億円 (4.9億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に基づき、「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)」が厚生労働大臣指定調査研究等法人として指定されている。
- 令和4年の小中高生の自殺者数が令和2年を越えて過去最多の514人となったことを踏まえ、こどもの自殺対策緊急強化プラン(令和5年6月2日決定)や、自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)を踏まえた取組等を推進するため、指定調査研究等法人の取組、体制を強化する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

○こどもの自殺対策の強化

(1)こどもの自殺に関する情報収集・調査分析の体制強化

こどもの自殺対策の推進に必要なデータ等を収集・分析する体制を強化するため、情報収集・調査分析を担当する職員を増員する。

(2)こども・若者の自殺危機対応チーム事業に取り組む自治体への支援の強化等

こども・若者の自殺危機対応チームを設置し、運営する自治体への支援を強化するため、担当職員を増員するとともに、事例の収集・整理、ガイドラインの策定に向けた検討等に要する経費を拡充する。

(3)自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業に取り組む自治体への支援の強化等

自傷・自殺未遂レジストリに登録された自殺未遂に関する情報の調査分析を実施し、より有効な自殺未遂者支援に活用するため、担当職員を増員するとともに、自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業に取り組む自治体数の拡充を踏まえ、それらの自治体に対する研修の実施に要する経費を拡充する。

○指定調査研究等法人における体制の拡充

(4)著名人の自殺報道等への対応の強化

著名人の自殺報道等について、手段や場所等の詳細を報じることは、その内容や報じ方によってはこどもや若者、自殺念慮を抱えている人に強い影響を与えかねないため、担当職員の増員や自殺報道に関する勉強会の開催等により、WHO発行の『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道が実施されるよう、対応を強化する。

(5)自殺対策に取り組む自治体、民間団体への支援等の強化

自治体職員向けeラーニングの運用及び研修内容の充実、都道府県自殺対策プラットフォームの構築に取り組む自治体職員や自殺対策に取り組む民間団体関係者に対する研修の企画、実施等に要する経費を確保する。

(6)海外への情報発信、海外の取組の情報収集等を通じた国際連携の推進

日本の自殺対策の取組についての国際的な発信、海外の自殺対策の情報収集等を行い、国際連携の推進を図るため、外国旅費等の経費を拡充する。

3 実施主体等

実施主体:厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」 補助率 :10/10

施策名：地域における自殺防止対策の強化

① 施策の目的

- ・自殺念慮を抱える者に対する適切な相談支援と、相談支援から地域における具体的な支援につなげるための地方自治体又は民間団体の取組を支援する。
- ・こども・若者の困難事案への的確な対応を行う「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ支援を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

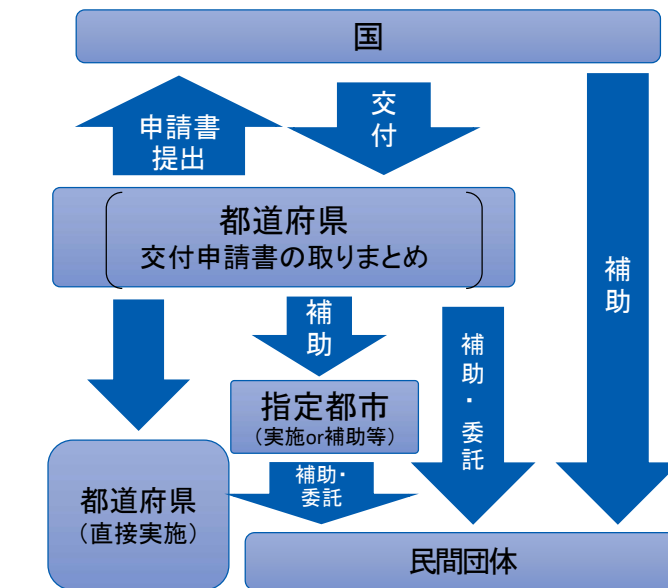
③ 施策の概要

- 1 電話・SNS相談体制の拡充及びつなぎ支援等
 - ・都道府県・指定都市が行う電話・SNSを活用した相談体制の強化
 - ・地域の支援機関へのつなぎ支援の実施
 - ・相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、その他相談支援の環境整備等への支援の実施
- 2 社会的孤立等を抱える者に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援
- 3 「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ支援
 - ・都道府県・指定都市が、精神科医、弁護士、心理士等の多職種の専門家で構成されるチームを設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験があるこども・若者等、市町村段階では、対応が困難な事案に対し、助言等を行う事業の実施を支援



④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

- 実施主体：都道府県・指定都市、民間団体
- 補助率：国：1/2、10/10（都道府県・指定都市）
：10/10（民間団体）



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

- ・電話やSNSを活用した相談体制の更なる強化等を図り、地域における具体的な支援につなげることで、自殺者数の減少に資する。
- ・地域の支援者支援を行い、こども・若者の自殺再企図を防止するとともに、関係機関等の実務的な連携を強化する。

ゲートキーパーの推進について

「ゲートキーパー」とは...

悩んでいる人に**気づき**、**声をかけ**、**話を聞いて**、**必要な支援につなげ**、**見守る**人のことです。

気づき・声かけ

家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

傾聴

本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

つなぎ

早めに専門家に相談するように促す

見守り

温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

※上記のうちどれか1つができるだけでも、悩んでいる方にとっては大きな支えになります。

＜普及促進に向けた主な取組＞

- 厚生労働省ホームページ「ゲートキーパーになろう！」の設置
※ 「青年期向け」、「大人向け」と、年代に応じてわかりやすく説明。
※ ゲートキーパーを支援するためのページも新設。
- 各自治体でのゲートキーパー養成研修
- 厚生労働省X(旧Twitter)での呼びかけ
- 自殺予防週間等における、全国での広報ポスター掲示、動画広告の配信
- 政府広報との連携による周知
※ インターネットバナー広告、ラジオ番組、BS番組



自殺総合対策大綱において、**国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすること**を目指している。

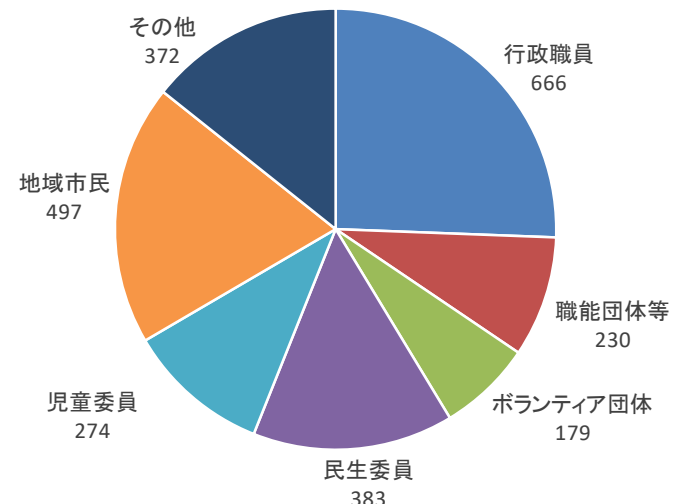
▶ 令和3年度自殺対策に関する意識調査(厚生労働省自殺対策推進室)における認知度は12.3%

＜各自治体における研修の実施状況＞

● 令和3年度 約18万5千人

※各自治体からの報告を自殺対策推進室において集計。
※オンラインによる研修受講や研修動画の視聴を含む。

受講対象者の属性



※数値は対象にしている都道府県と市町村の合計

JSCP ゲートキーパー研修について

- いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)において、「ゲートキーパー」に関するe-ラーニング教材を作成しました。
- 自治体職員向けに作成しており、①傾聴編(約15分)、②連携編(約35分)で構成されており、動画を視聴後、確認テストを受け合格することで、研修修了となります(全体で約1時間)。
- 自治体職員以外の方も、①傾聴編を受講することにより、ゲートキーパーに必要な知識を得ることができます。

【受講の流れ】

